老後の安心

老齢基礎年金



加入期間をつなぎまし未納や届け出忘れをし









第1号被保险

伊隆料

新内1寸

8

老齢基礎年金の受給には、少なくとも10年以上の 受給資格期間が必要です。

老齢基礎年金とは

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間などの受給資格期間が10年以上ある人が、65歳から受けられる年金です。20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めた人は満額を受けることができます。

■受給するための要件

老齢基礎年金を受給するためには、少なくとも10年以上の受給資格期間が必要です。 受給資格期間には右のような期間が含まれます。

- 1 国民年金の保険料を納めた期間 (第1号被保険者期間や任意加入期間など)
- 🔽 保険料の免除を受けた期間
- ③ 学生の納付特例期間や納付猶予 期間**
- 4 第3号被保険者期間
- 5 昭和36年4月からの厚生年金や 共済組合等の加入期間
- **⑥** 合算対象期間*(カラ期間)

※注意 この期間は年金額を計算するとき には反映されません。

合算対象期間とは

- 現在の第3号被保険者にあたる人がかつて任意加入だったときに、加入しなかった期間
- ●平成3年3月以前に、学生は任意加入だったため、加入しなかった期間
- ●昭和36年4月以降の期間で20歳から60歳までの海外に在住 していた期間

などのことです。

1 ~ 6を足したものが受給資格期間です。



受給できる年金額

老齢基礎年金額(年額) 81万6.000円※

老齢基礎年金は、受給資格期間が少なくとも10年以上ある人 が受給できます。ただし、満額を受けるためには、20歳から60 歳になるまでの40年間保険料を納めていなければなりません。 ※令和6年度の年金額は前年度より、2.7%の引き上げとなります。この冊子 では昭和31年4月2日以後生まれの方の年金額を表示しています。

| 老齢基礎年金額の計算式 (令和6年度・年額)

保険料を納めた月数 + 免除の段階に

81万6,000円×

10

40年×12月



免除の段階に応じた月数とは 免除を受けた期間は追納がないと減額されますので、以 下の式により、月数を算出します。

平成21年3月まで

$$\begin{pmatrix} \text{全額} \\ \text{免除} \times \frac{1}{3} \end{pmatrix} + \begin{pmatrix} 45003 \\ \text{免除} \times \frac{1}{2} \end{pmatrix} + \begin{pmatrix} \text{半額} \\ \text{免除} \times \frac{2}{3} \end{pmatrix} + \begin{pmatrix} 45001 \\ \text{免除} \times \frac{5}{6} \end{pmatrix}$$

平成21年4月以降

$$\begin{pmatrix} \text{全額} \\ \text{免除} \times \frac{1}{2} \end{pmatrix} + \begin{pmatrix} 4003 \\ \text{免除} \times \frac{5}{8} \end{pmatrix} + \begin{pmatrix} \text{半額} \\ \text{免除} \times \frac{3}{4} \end{pmatrix} + \begin{pmatrix} 4001 \\ \text{免除} \times \frac{7}{8} \end{pmatrix}$$

繰上げ・繰下げ支給

老齢基礎年金の受給は65歳からが原則ですが、希望すれば 繰上げて減額された年金を受給したり、繰下げて増額された年 金を受給したりすることもできます*。

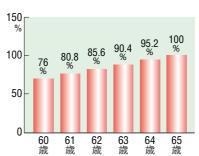
- ●一度決められた支給率は一牛変更できません。
- ●受給権発生後は障害基礎年金を受けられません。

※令和4年4月から繰下げ受給の上限年齢が75歳に引き上げられました(令 和4年4月1日以降に70歳になる人が対象)。

■支給率

月単位の請求時の年齢に応じて支給率が決まっています。 65歳前の減額率は請求月から65歳になる前月までの月数×0.4 %*、66歳以降の増額率は65歳になった月から申出月の前月ま での月数×0.7%です。

※減額率は令和4年4月から見直されました。



第2号被保険者期間や第 3号被保険者期間、合算 対象期間がある人の老齢 基礎年金の請求は年金 事務所が受付相談窓口

